

令和 8 年 10 月 1 日

関係団体 御中

国土交通省住宅局建 築 指 導 課
参事官（建築企画担当）付
（公印省略）

改正建築基準法・建築物省エネ法の施行後 1 年半における実態調査について

日頃より建築行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

昨年 4 月の脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）の全面施行から 1 年半が経過したところですが、地域によっては、依然として建築確認の停滞が解消されていないという声も寄せられております。このため、再度の調査となりますが、設計等事業者における改正法施行に関する現在の建築確認の状況等に係る実態調査を下記のとおり実施いたします。

貴団体におかれましては、貴団体の会員に対して、本調査への回答をご依頼いただきますようお願いいたします。

記

1. 調査について

対 象：本年 9 月中に確認済証の交付を受けた案件を有する事業者

調査・回答方法：Microsoft Forms を用いた WEB アンケートです。下記 URL にアクセスいただきご回答願います。

【回答リンク】 <https://forms.cloud.microsoft/r/aBdDkZxr8k>

※QR コードは次頁に掲載

回答期限：令和 8 年 10 月 9 日（金）までにご回答願います。

調査内容：下記項目について設問を設定しております（計 30 問）。

（1）現在の状況について（建築物基準法関連）

（2）現在の状況について（建築物省エネ法関連）

回答にあたっての留意事項

本調査結果については個々の事業者が特定出来ないよう統計処理を行った上で公表します。

2. 問い合わせ先

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 高橋、山中

電話：03-5253-8126

メール：takahashi-k8320@mlit.go.jp

yamanaka-y297@mlit.go.jp

【回答 QR コード】

【申請者宛て】改正建築基準法・建築物省エネ法の施行後1年半における実態調査



以上

改正建築基準法・建築物省エネ法の施行後１年半における実態調査について

実施目的

- ・ 今後の制度見直し等の際に円滑な施行を確保するための振り返り
- ・ 建築確認に係る期間が依然として長期間となっている実態及び審査期間短縮のための効果的な取組の把握

ご回答について

- ・ 本調査の結果については、個々の事業者が特定できないよう統計処理を行った上で公表します。

対象者

- ・ ２階建・木造戸建住宅の申請を行う事業者

回答期限

令和８年１０月９日（金）

質問項目

１．現在の状況について（建築基準法関連）

１～３：確認申請を行う計画は主にどの都道府県に所在していますか。

（主に所在している都道府県を３つ選択）

４：令和７年度の建築確認は概ね何件でしたか。

<回答欄>

- ①～２件 ②３～５件 ③６件～９件 ④１０～２９件
⑤３０～４９件 ⑥５０～９９件 ⑦１００件以上

５：前問で回答した件数のうち、２階建・木造戸建住宅に係る建築確認は概ね何件でしたか。

<回答欄>

- ①～２件 ②３～５件 ③６件～９件 ④１０～２９件
⑤３０～４９件 ⑥５０～９９件 ⑦１００件以上

６：令和８年４月～９月の建築確認は概ね何件でしたか。

<回答欄>

- ①～２件 ②３～５件 ③６件～９件 ④１０～２９件
⑤３０～４９件 ⑥５０～９９件 ⑦１００件以上

７：前問で回答した件数のうち、２階建・木造戸建住宅に係る建築確認は概ね何件でしたか。

<回答欄>

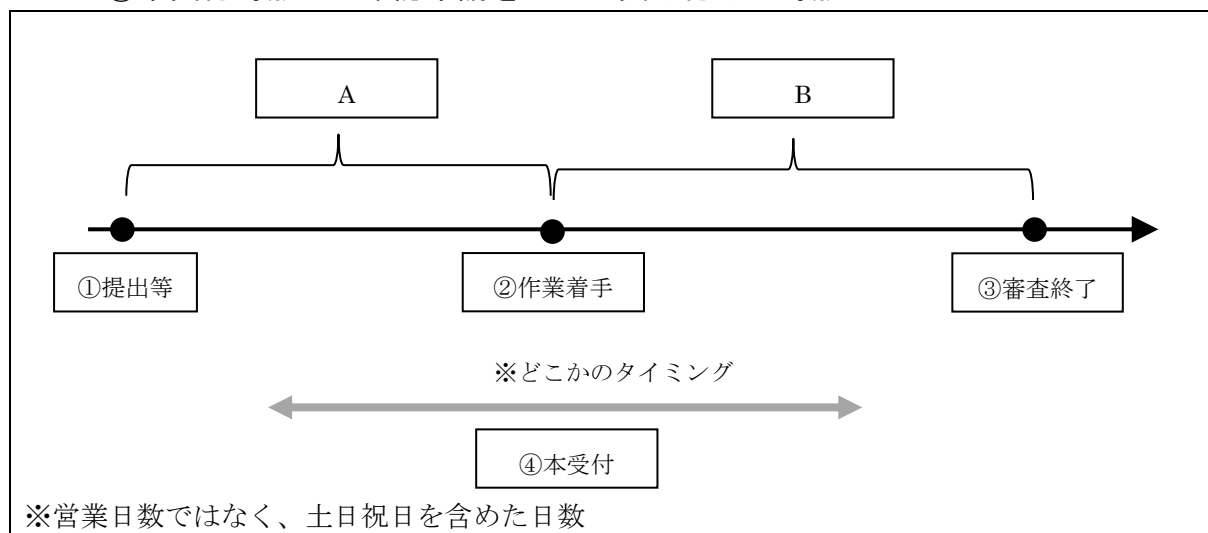
- ①～２件 ②３～５件 ③６件～９件 ④１０～２９件
⑤３０～４９件 ⑥５０～９９件 ⑦１００件以上

○直近に確認済証の交付を受けた計画に係る審査について

<時点の定義>

以下の質問において使用する「時点」はそれぞれ以下の時点を言います。

- ①提出等時点 : 何らかの申請図書を指定確認検査機関に提出した時点
- ②作業着手時点 : 指定確認検査機関から何らかの指摘事項の連絡を最初に受けた時点
- ③審査終了時点 : 確認済証が交付された時点
- ④本受付時点 : 確認申請を正式に受け付けた時点



8 : 直近に確認済証が交付された2階建・木造戸建住宅に係る建築確認の審査期間について、[A:①提出等時点から②作業着手時点まで]の期間をご回答ください。

※ 営業日数ではなく、土日祝日を含めた日数としてください。日数は概ねで結構です。

9 : 直近に確認済証が交付された2階建・木造戸建住宅に係る建築確認の審査期間について、[B:②作業着手時点から③審査終了時点まで]の期間をご回答ください。

※ 営業日数ではなく、土日祝日を含めた日数としてください。日数は概ねで結構です。

10 : 建築確認について、今年4月と比べ、審査期間が短縮されたと感じますか。

11 : 直近に確認済証が交付された2階建・木造戸建住宅に係る計画について、指摘を受け申請図書等の修正・差し替えなどを行った回数は何回ですか。

12: 国土交通省では、指摘が多い事項について調査を行っております。(任意回答)

<回答欄>

- ①図書・図面間の不整合 ②図書不足・添付漏れ ③記載漏れ・明示不足
- ④設計内容・計算の不備 ⑤法適合・法規チェック不足 ⑥設備設計の不備
- ⑦省エネ関連の不備（省エネ仕様と図書の不整合など） ⑧地盤・敷地関連

の不備 ⑨申請手続き・書類作成の不備（申請書の記載漏れなど）

⑩その他（具体的に）

13：直近に確認済証が交付された２階建・木造戸建住宅に係る計画について、当該計画の住宅の所在地（都道府県）をご回答ください。

14：直近に確認済証が交付された２階建・木造戸建住宅に係る計画について、審査を行った指定確認検査機関又は特定行政庁をご回答ください。（任意回答）

15：現在困っていること（自由回答）

3. 現在の状況について（建築物省エネ法関連）

16～18：省エネ適判を行う計画は主にどの都道府県に所在していますか。

（主に所在している都道府県を３つ選択）

19：令和７年度の省エネ適判は概ね何件でしたか。

<回答欄>

①～２件 ②３～５件 ③６件～９件 ④１０～２９件

⑤３０～４９件 ⑥５０～９９件 ⑦１００件以上

20：令和７年度の省エネ適判は概ね何件でしたか。

<回答欄>

①～２件 ②３～５件 ③６件～９件 ④１０～２９件

⑤３０～４９件 ⑥５０～９９件 ⑦１００件以上

21：令和８年４月～９月の省エネ適判は概ね何件でしたか。

<回答欄>

①～２件 ②３～５件 ③６件～９件 ④１０～２９件

⑤３０～４９件 ⑥５０～９９件 ⑦１００件以上

22：令和８年４月～９月の省エネ適判は概ね何件でしたか。

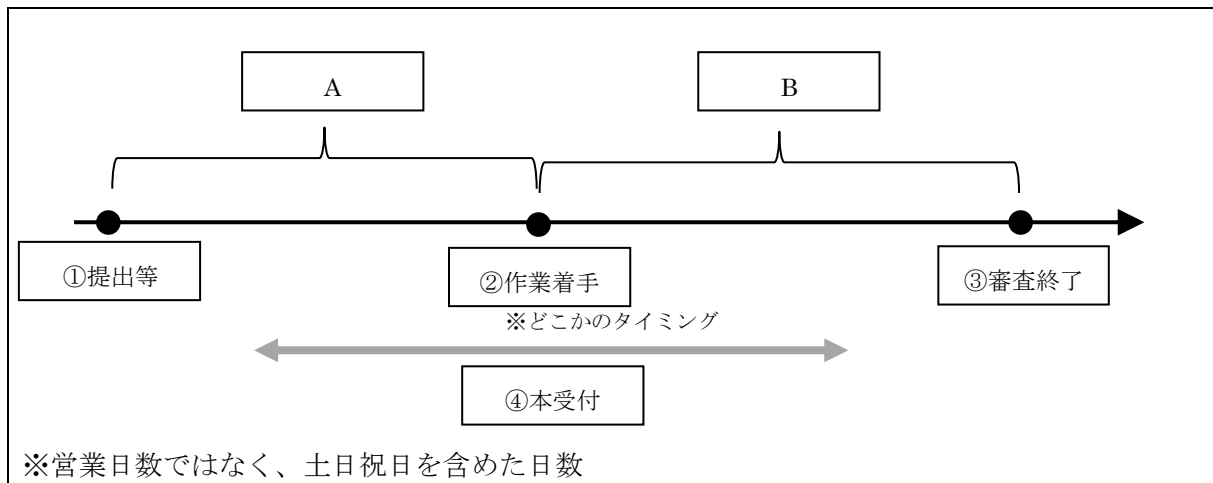
<回答欄>

①～２件 ②３～５件 ③６件～９件 ④１０～２９件

⑤３０～４９件 ⑥５０～９９件 ⑦１００件以上

<時点の定義>

- ①提出等時点 : 何らかの申請図書等を適判機関に提出した時点
- ②作業着手時点 : 適判機関から何らかの指摘事項の連絡を最初に受けた時点
- ③審査終了時点 : 省エネ適判通知書が交付された時点
- ④本受付時点 : 確認申請を正式に受け付けた時点



23：直近に省エネ適判通知書が交付された2階建・木造戸建住宅に係る計画の審査期間について、[A:①提出等時点から②作業着手時点まで]の期間をご回答ください。

※ 営業日数ではなく、土日祝日を含めた日数としてください。日数は概ねで結構です。

24：直近に省エネ適判通知書が交付された2階建・木造戸建住宅に係る計画の審査期間について、[B:②作業着手時点から③審査終了時点まで]の期間をご回答ください。

※ 営業日数ではなく、土日祝日を含めた日数としてください。日数は概ねで結構です。

25：省エネ適判について、今年4月と比べ、審査期間が短縮されたと感じますか。

26：直近に省エネ適判通知書が交付された2階建・木造戸建住宅に係る省エネ適判について、指摘を受け申請図書等の修正・差し替えなどを行った回数は何回ですか。

27：国土交通省では、指摘が多い事項について調査を行っております。(任意回答)

<回答欄>

- ①図書・図面間の不整合 ②図書不足・添付漏れ ③記載漏れ・明示不足
- ④設計内容・計算の不備 ⑤法適合・法規チェック不足 ⑥設備設計の不備
- ⑦省エネ関連の不備(省エネ仕様と図書の不整合など) ⑧地盤・敷地関連の不備
- ⑨申請手続き・書類作成の不備(申請書の記載漏れなど)
- ⑩その他(具体的に)

28：直近に省エネ適判通知書が交付された2階建・木造戸建住宅に係る計画につ

いて、当該計画の所在地（都道府県）をご回答ください。

29：直近に省エネ適判通知書が交付された２階建・木造戸建住宅に係る計画について、審査を行った適判機関又は所管行政庁をご回答ください。

30：現在困っていること（自由回答）

以上